

富岡製糸場インタープリテーション・ガイドライン

(趣旨)

- 1 このガイドラインは、富岡製糸場において行われるインタープリテーション活動の基本方針を定めるものとし、名称を富岡製糸場インタープリテーション・ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）とする。ガイドラインは、原則として、国際記念物遺跡会議（ICOMOS）の文化遺産サイトのインタープリテーション及びプレゼンテーションのための憲章に則し、かつ、旧富岡製糸場保存管理計画及び旧富岡製糸場整備活用計画に定められた保存と活用の基本方針を踏まえるものとする。

(該当する活動)

- 2 ガイドラインにおいてインタープリテーション活動とは、富岡製糸場の認知を広め、価値を伝え、理解を深めることを指し、そのためのあらゆる活動をインタープリテーション活動とする。富岡製糸場において行われる各種イベントやロケーション活動を含む情報発信活動等はすべてインタープリテーション活動となる。

(価値の維持継承と魅力的な利用の両立)

- 3 富岡製糸場の文化財としての維持継承及び持続可能な運営を確かなものとするため、インタープリテーション活動においては、富岡製糸場の多様な価値を損ねることなく、富岡製糸場ならではの魅力的な観光等の利用が可能な方法を図る。

(活動の目的)

- 4 富岡製糸場において行われるインタープリテーション活動では、次に掲げる事項のいずれかを活動の目的に含むこととする。
 - (1) 富岡製糸場の多様な歴史及び価値を正しく理解してもらい、かつ、文化財としての維持継承の必要性を理解し共感してもらう。
 - (2) 旧富岡製糸場整備活用計画で定める活用における3つの機能（展示公開の場、研究教育の場、楽しむ場）のいずれかを目的として活動し、同時に、富岡製糸場の建造物・空間・場所の特徴や魅力を体感あるいは理解してもらう。
 - (3) 富岡市及び周辺地域の養蚕製糸の歴史や文化を理解してもらう。
 - (4) 世界遺産制度及び「富岡製糸場と絹産業遺産群」について理解してもらう。
 - (5) 産業遺産の特徴及び保存における特殊性を理解してもらう。

(留意点)

- 5 富岡製糸場において行われるインタープリテーション活動では、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 学術的な調査研究により実証された知識・情報に基づくこと。
 - (2) 世界遺産、国宝、重要文化財建造物及び史跡としての有形・無形の価値、かつ、産業遺産としての有形・無形の価値と特徴を損なうことなく活動すること。
 - (3) 富岡市及び富岡製糸場のイメージを損ねず、また、世界遺産、国宝として尊重すること。
 - (4) 公序良俗に反しないこと。

- (5) 宗教の普及活動及び政党の宣伝拡大活動は行わないこと。
- (6) 安全性を確保すること。
- (7) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、その他準拠すべき法規に適法であること。

（実施者の責務）

- 6 富岡製糸場においてインタープリテーション活動を行う責任者あるいは責任団体は、インタープリテーション活動が文化遺産の維持継承プロセスの基本であることをよく認識したうえで、ガイドラインの趣旨をよく理解し、これに沿ってインタープリテーション活動を含む諸活動を行うことを責務とする。このことを確実にするため、施設利用の申請に際して所定の実施計画書及び企画書（様式は任意）を提出して承認を受け、活動がガイドラインに則したものであることを示すこと。

（確認又は検証）

- 7 富岡製糸場において行われるインタープリテーション活動の主たるものは、富岡製糸場インタープリテーション検討委員会（以下「検討委員会」という。）へ諮り、活動の適合性について確認又は検証する（原則として事後検証）。

（ガイドラインの改定）

- 8 ガイドラインは、検討委員会における活動の適合性の検証の結果を受け、必要に応じて改定する。

附 則

このガイドラインは、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。